

## 8 騒音に係る環境基準

### (1) 道路に面する地域以外の地域 (評価方法は等価騒音レベル：Leq)

地域の類型	時間の区分	
	昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～翌6:00)
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A及びB	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

(注) 1 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設が集合して設置される地域など、特に静穏を要する地域とします(令和2年3月末現在、類型指定はありません。)

2 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とします。

3 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とします。

4 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業・工業等の用に供される地域とします。

### (2) 道路に面する地域 (評価方法は等価騒音レベル：Leq)

地域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
A地域のうち、2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち、2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち、車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

### (3) 幹線交通を担う道路(※1)に近接する空間(※2)に係る特例基準

(評価方法は等価騒音レベル：Leq)

昼間	夜間	備考
70 デシベル以下	65 デシベル以下	個別の住居等において、騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間45デシベル以下、夜間40デシベル以下)によることができます。

※1 高速自動車国道、一般国道、都道府県道、4車線以上の市町村道、都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路

※2 ① 2車線以下の車線を有する道路の場合、道路端から15m

② 2車線を超える車線を有する道路の場合、道路端から20m

### (4) 地域の類型ごとにあてはめる地域

地域の類型	当てはめる地域
A 類型	付表に掲げる地域のうち、騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音の規制基準(昭和47年宮崎県告示第645号)により定められた区域の区分又は騒音規制法(昭和43年法律第98号)第3条第1項の規定により各市長が指定する区域の区分(以下これらを「区域区分」といいます。)が第1種区域又は第2種区域(第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域である地域に限ります。)である地域
B 類型	付表に掲げる地域のうち、区域区分が第2種区域である地域。ただし、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域である地域を除きます。
C 類型	付表に掲げる地域のうち、区域区分が第3種区域及び第4種区域である地域。ただし、工業専用地域である地域を除きます。

付表 宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、三股町、高原町、国富町、綾町、高鍋町、新富町、川南町、都農町、門川町、高千穂町